

延岡内藤藩の幕府領細嶋漂着唐船 対処マニュアルについて（上）

黒木 國泰

The Manual of the Nobeoka Naito feudal clan for Chinese boats which drifted ashore at Hososhima, one of the territories of the Shogunate

Kuniyasu KUROKI

はじめに

宮崎県立図書館に『舊文書』なる不思議な影写本がある。不思議というのは、その筆写が、何時・誰によってなされたものかはおもとより、原本に関する所在等の事項が一切明らかにされていないからである。ところが幸か不幸か、この『舊文書』第7冊の中に、漂着唐船に関する注目すべき史料が収められている。第7冊の「文書寫目録」をみると、下記の通りである。

南方組免定覺書	延岡藩
町中掟書	延岡藩
掟書條々	延岡藩
梓山國境出入訴訟書	延岡藩
漂着一式	延岡藩
諸縣郡宮崎郡村々様子大概書	天領
東海港川口御番所口銀一式	延岡藩

延岡藩内藤家ほかの文書とともに漂着唐船に対するマニュアル「漂着一式」（以下、県立図書館本という）がある。その内容は、幕府領細嶋に漂着の唐船等に対処する心得である。この舊文書所載マニュアルは、下記「目録」の通り、一番から二七番までの一連の相互に関連する内容であり、なかなかの好史料である。残念ながら、県立図書館には原本は存在しないとのことである。もとより内藤家文書に由来するので、原本は明治大学の刑事博物館に架蔵されるかとおもいきや、後に述べるとおり、県立図書館本「漂着一式」の形では存在しないことを確かめえた。

内藤家文書は、1963（昭和38）年6月に明治大学に移譲された。⁽¹⁾ が、県立図書館の書籍に詳しい岩切悦子氏によると、この筆写はそれより前、大正年間に成っているとのこと。したがって、県立図書館本の原本は、何らかの事情で、その移譲文書の中に含まれなかったわけである。

さて、この漂着一式は、次の目録のとおり27番からなっている。

漂着一式

延岡藩

目録

- 壹番 一 漂着船有之候之儀，公儀被仰出候事
 貳番 一 右ニ付御條目被仰渡之事
 三番 一 漂着船有之段，細島津兵衛ヲ注進之事
 四番 一 細島より注進飛脚之事
 五番 一 庵川見切番所より注進之事
 六番 一 伊福形村庄屋細島江罷越候事
 但割宿共
 七番 一 御本丸ニ而相図之鐘打候事
 八番 一 郡奉行始櫻馬場江相詰人馬割之事
 九番 一 御家中櫻馬場江相詰，一二之順相立候事
 十番 一 大目付壹人新小路出口江出役之事
 十一番一 郷屋番所江加番遣候事
 十二番一 門川宿割之事
 一三番一 人馬割之事
 但賄之事
 一四番一 見切番所加番之事 (以上，小稿に掲載)
 一五番一 古川渡船之事
 一六番一 御関船并寄船之事
 一七番一 賄米黒木庄十郎江預置候事
 一八番一 細島より戻り之諸士入用人馬之事
 一九番一 細島ニ而入用一之出役持参之事
 廿番 一 諸向着用物并看板物等之事
 廿一番一 用心人馬之事
 廿二番一 御賄方より相渡之(候)諸品之事
 廿三番一 御家中御貸馬之事
 廿四番一 御槽方ヲ相渡候御兵具之事
 附り看版物之事
 廿五番一 小荷駄之事
 廿六番一 長崎江唐船送人数配之事
 廿七番一 上下人馬之事
 但賄米之事

以上のように、目次を瞥見するだけでも『舊文書』の「漂着一式」が、体系的な漂着唐船対策の

マニュアルだと見て取れる。したがって、史料の来歴についてはやや難があるものの、小稿で紹介する所以である。

ところで、この「漂着一式」がなぜ作成されたのかについて、本文書の中に説明する文章がある。実は、この漂着唐船マニュアル27番のあとに、文化4年(1807)の「おろしあ船打払令」、文化3年の「異国漂流船薪水給与令」が掲載されている。さらに寛政3亥年(1791)9月2日「異国漂流船取計方之儀御書付」、寛政4子年「海辺防備之儀ニ付御書付」(いずれも『徳川禁令考』所掲)が掲載される。後者の寛政4年令で、幕府は「かねがね手配いたし置き候船数・人数その外大筒……等、委細」を書付けて差し出すように命じている。これを受けて寛政5年2月21日に、江戸留守居の松田銀右衛門が、書付を幕府(老中首座松平定信)に提出したという。その書付には、本書末尾にある延岡藩領の海辺に異国船が漂着したときのマニュアルが載せられていた。延享4年の書付写しが添付されたという。したがって、あいだに文化年間の異国船取扱令が挟まっているのを除けば、この「漂着一式」全体が、幕府に提出された寛政5年書付の写しであると理解できる。

平成11年度の文部省科学研究費補助金による調査の結果、明治大学には、漂着唐船対処マニュアル抄本が次の通り3種類存在することが判明した。(内藤家文書目録116ページ1部法制)

A『漂着船御條目』 14丁

B『漂着船御用一式』70丁

C 標題の欠ける「御領細嶋港漂着船書留」(資料整理袋に仮に記された標題)20丁

それらには文字の異同はあるものの、県立図書館本の二番「漂着船御条目」と同一の条文が見える。また細嶋出役等の「覚」がある。この二番「漂着船御条目」は、延享4年(1747)11月に所管部署に伝達されたという。その年の内に内藤氏が牧野氏の後をうけて延岡城に就封していたのである。3月19日に所替えの命を受け、8月12日延岡城を受け取るにいたった。⁽²⁾したがって「漂着船御条目」は、内藤氏入封の3ヶ月後には、すでにできていたわけである。(後述)

さて、明治大学本のうちAの標題は、県立図書館本の二番「漂着船御条目」と全く同じである。しかしながら、一番の「公儀被仰出候書」が無く、直ちに箇条書きのマニュアル「條々」から記される。その後、細嶋出役の員数規程がある。条々は宝暦2年(1752)の写し。全体が寛政13年(1801)の写本である。

Bには、県立図書館本と同様、「公儀被仰出候書」がある。のみならず延享4年(1747)11月写の「條々」の後に、県立図書館本にはない数通の「覚」の写しが含まれている。その最初の覚の末尾には「右去ル延享元子年(1744年)六月改」とあり、内藤氏が延岡に入る3年前の牧野氏時代のマニュアルが記されている。この本は70丁の分量からみても、内藤藩関係の現存諸本の中では、県立図書館本とともに最も詳細なマニュアル集だといえる。しかし、残念ながら虫食いがひどく、判読困難の箇所が多いので、解読分析は他日を期したい。

Cには、延享4丁卯年(1747)11月16日付の「條々」と天保13寅年(1843)卯月中旬付の「覚」がある。前書きが次のように付されている。

御領所細嶋湊江漂着船之砌、／彼地江出張御役人其外御手配／之儀、被仰付候御書付并役方々／伺書之通留書

- 一 卯十一月十六日四ツ時，川崎仁左衛門／下役吉田長右衛門登城いたし候様／御用番が申来候ニ付，兩人爲刻限（右即刻）／登城致度御番頭御使番／御物頭御普請奉行御勘定頭／平士・醫師・御徒目付・御馬乗之内，／右御用被仰付候面々，一同登／城，於御廣間御書付候趣，被仰渡候事，／御書付左之通

とあり，延享4年（1747年）11月16日に「漂着船御条目」が御廣間で頒布された様子が細かく記されている。この写しを所持した役職にかかる記載であると推察できる。しかし川崎仁左衛門，吉田長右衛門ともに不明である。

明治大学本3本には，いずれも県立図書館本のような番振りが付されていないが，内容を比較するために表示する。

表1 県立図書館本と明治大学本の内容対比

県立図書館本 番数	1	2	3～8	9	10～27
A『漂着船御条目』	×	○	×	○	×
B『漂着船御用一式』	○	○	×	○	×
C「御領細嶋港漂着船書留」	△	○	×	×	×

○有り ×無し

△は内容が全く異なるもの

ところで，県立図書館本の三番から後のマニュアルは，一体何時作成されたものであろうか。県立図書館本にはとくに記されていない。わずかな手がかりとして，Aには，細嶋出役マニュアルの末尾に，午四月廿七日付で「右卯之年……年々掛合之面々ニ廻状ニ而相済」とある。つまり，卯の年ののち，毎年廻状で関係部署に回され，それぞれに筆写されたのだという。そして本写本Aは3年後の午のとし，寛延3午年（1750）になっているわけである。なるほど九番の一二の出役について，AB本は役人人数，船を出す地域と船数が県立図書館本と異なっている。県立図書館本とは別の系統のものと判断すべきである。おそらくは作成年代の違いであろう。

1 内藤氏就封と御領細嶋

（壹番）

- 一 日向國細嶋湊江漂着船有之節，番船引船等牧野備後守様御手當之通ニ被成候様ニと，書付尔而縦本多伯耆守様御留守居保井勘左衛門被召出，五月十日御渡被成候御書付，江戸より指下候ニ付，左ニ記ス

内藤備後守（政樹）

岡田庄太夫御代官所・日向國細嶋湊江唐船漂着有之節，番船引船秋月佐渡守より差出筈ニ候処，東北風之節者，右人数差出候事難成ニ付，牧野備後守領分延岡が人数差出候手宛ニ候，此度備後守所替被仰付候ニ付，向後佐渡守領分より渡海難成節者，唯今迄佐渡守方尔而手當いたし置候通被相心得，番船引船等差出候義，牧野備後守江被承合，猶佐渡守江茂通達之上可被申合候

五月

延享四卯五月十日御渡被成候書付写

老中・本多伯耆守正珍が、延享4年(1747年)5月10日に、延岡藩御留守居・保井勘左衛門を召しだして仰せ渡した書付の写しである。

内藤氏が延岡に転封になるに際して、南隣の幕府領・細島に漂着の唐船については、牧野氏の時と同様に、原則として高鍋藩秋月氏が従来通りに番船・挽船を出すけれど、東北風のために高鍋藩船が北上できないときは、延岡藩が担当すべきことを命じたわけである。ときの日田代官は、岡田庄太夫俊惟であった。

これより先、有馬清純が元禄4年(1691年)に越後糸魚川に減転封ののち、翌5年に三浦明敬が延岡に入る時に、細嶋等が延岡藩領から幕府領に改められたのである。当初、高鍋藩が細嶋漂着唐船に責任を負っていた。しかし、北西の風向きでは高鍋藩美々津港からの北上が難しい。そこで享保7年(1722)に、日田代官・池田喜八郎がお伺いをたてたのを受けて、幕府は、風向きによっては延岡城主・牧野氏が細嶋に番船等を出すように命じた。のち延岡藩主が内藤氏に替わり、細嶋のことも牧野氏を引き継ぐことになった。しかし異国船漂着の注進があるときには、風向きにかかわらず、内藤藩が手配することを、西国郡代へ内藤藩の家来が申し伝えてきたという。したがって、細嶋には秋月・内藤両藩が番船を出すことになったわけである。⁽³⁾

ところで、刑事博物館所蔵のACの2本には、この経緯を前書きに記していない。したがって、県立図書館本が、Bとともに最も拠るべき本を写していたといえる。原本が紛失している現在、明らかな誤写はあるけれど、県立図書館本を底本として紹介することにしたい。

2 二番「漂着船御条目」

県立図書館本「漂着一式」二番の「漂着船御条目」条々は、すべて45条である。ただし、第30条は、明治大学本では3種共に、前半の溺死人(30条)と後半の打上荷物・沈荷物(31条)との2条に分けている。一方、第31条は、明治大学本では30条の後半(31条)につなげてあり、結局は差し引きの総条数が、ともに全45条ということになる。この点、明治大学本が理にかなっているようにみえる。

次に、何時どうやって作成されたのかについて、二番45条マニュアルの末尾に、延享4丁卯年11月の年月が記されている。老中の命令から半年後になったものである。また「漂着一件」の末尾に「右之通、牧野備後守より申送り候手當ニ準シ、年々手配仕置候儀ニ御座候、近頃被仰出茂有之候ニ付、人数等相増候廉も有之候、猶又時宜次第、追々増人数差出、近領申合之上、取計候様兼而申付置候」とある。これは二番だけのことではないが、前藩主牧野氏から引き継いだ漂着唐船マニュアルを検討して手を加え、長崎奉行にお伺いして成ったものと考えられる。とくに11条・13条・24条・26条の但し書きは、長崎奉行からの返答の附札の文言のままであろう。その他の条文についても、概して一大名が地域の視点で作成したというより、幕府・長崎奉行からの雛形に基づいて作成されたとみるべきである。逐条の解説を加える際に明らかにしたい。

このマニュアルは、たんに幕府に提出すれば終わりではなく、末尾に「右條々、面々平日心掛可相勤者也」とあるように、常日頃の心得として張り出すなど、緊急事態に敏速に対処できるように

心懸けるべきものであった。(高鍋藩も同様)したがって、写しが多く残ることになったのである。とすれば当然のことながら、出役の人についても、あらかじめこの役は誰それと決められていたわけである。例えば『萬覺書』文政3年3月7日(『北浦町史』333)には、漂着船御用掛二の出役の給人半田左次右衛門と宮野浦詰の給人三宅権左衛門の兩人俸共に「代番願之通被仰付」とある。出役の構成員が引退する際には、後継者を任命してきたわけである。代番のことは、同書文政8年正月16日ほかにもみえる。

県立図書館本と合わせると4種類の漂着唐船対処マニュアルが現存するが、いずれも延享4年の「漂着船御条目」を載せている。つまり延享4年のマニュアルは、幕末にいたるも改められることなく、祖法として重視されたといえる。文化・文政期の異国船打払令について問題になった時期にも、日田代官・郡代の文書に見得るような改訂⁽⁴⁾がなかったわけである。

凡例

- ア 延享4年マニュアル「漂着船御条目」について、県立図書館本を底本とし、前記明治大学所蔵の3本ABC本との異同を正した。
- イ 読点、(1)①のナンバー及び見出し等は、黒木が付したものである。
- ウ ABC本はすべて「船」とする。県立図書館本では「舟」「船」まちまちである。すべて記すると煩雑になるので、底本のままとした。
- エ 仮名の表記について<江, え, へ><者, は>等のゆれの異同は、煩雑なので底本のままとした。
- オ 底本の丁替りは一々示さなかった。

漂着船御条目

條々

貳番

(1) 漂着船の情報を受け次第にすべきこと5箇条

一① 漂着船注進有之候ハバ、早速本丸ニ而早鐘為打可申事

漂着船発見の注進を受けたら、早速本丸にて早鐘を打つこと。火事の時には出火場所により鐘・太鼓、または板木・鐘。津波の際には板木。漂着船には早鐘と定められていた。(「被仰出扣」『宮崎県史史料編近世2』187ページ)

一② 漂着船注進承次第、早速細島表江、徒目付壱人罷越検断、弥治右衛門ニ承関札・本陣札・家中宿札等申付、尤漂着船之様子、早速可申遣事

漂着船発見の注進を受け次第、早速細島に徒目付1人を派遣して検断させるべし。弥治右衛門に承関札・本陣札・家中宿札等の用意を申し付ける。漂着船の様子を早速申し遣わすべきである。弥治右衛門とは何者か、後考を待つ。

一③ 漂着船注進有之次第、郡奉行壱人下役召連、櫻之馬場江相詰、諸組ガ馳付人馬、家中江割渡可申事

漂着船発見の注進があり次第、郡奉行1人が下役を召しつれて櫻の馬場に詰め、諸組から馳せ付けた人馬を家中に割り渡すべし。

一④ 漂着船注進有之次第、大目付老人新小路出口江罷越、細島江相越候家中之面々、順之通相改相通可申事

漂着船の注進があり次第、大目付1人が新小路出口にまかり越し、細島に向かう家中の面々を、順々に相改めて、相通すべし。

一⑤ 漂着船注進有之次第、一之手早速細島表江罷越、漂着船（船：A無しBC有り）之様子、見計可申事

漂着船の注進あり次第、一の手が早速細島に出向き、漂着船の様子を検断すべきである。

(2) 一二出役の細島での心得 ⑥～⑫

一⑥ 者頭始彼地江罷越見分之次第、細島途中（遠沖：ABC）江唐船漂着未碇不卸（未碇卸不申：A）様子ニ候ハバ、陸地ノ相守、其後唐船何方より参候趣、追々可申聞事

者頭をはじめ細島に出向き検分の次第は、唐船がまだ碇を下ろしていなかったら、つまり漂着していなかったら、陸地から見守り、その後（碇を降ろしてから）唐船がどこから来たのか等、追々聞き出すべきである。

<唐船が碇を入れ、「漂着」したとき ⑦～⑫>

一⑦ 細島沖二三里之間ニ（而：ABC）碇ヲ入レ候ハバ、早速此方江可申聞事

いよいよ唐船が細島沖2・3里の間に碇を入れたら、早速この方（延岡城中）に申し聞かすべし。

一⑧ 細島沖二三里之間ニ^二（而：ABC）碇ヲ入候注進有之次第、^貳（二：AB）番出役早速彼地江罷越可申事

細島沖2・3里に漂着したとの注進があり次第、2番出役が早速細島に出張すべきである。

一⑨ 右之通碇ヲ卸候と決候ハバ、番船出し、湊江唐船引入可申事

唐船が漂着したと確認できたら、番船を出して湊に唐船を引き入れるべきである。

一⑩ 長崎入津之船二者、信牌と申物所持いたし候事

長崎貿易の船は信牌を所持しているので、確認せよ。

一⑪ 唐船漂着候ハバ、何方之船（何：A）方江参候哉、其子細相尋、長崎（江）注進申上候事
但其（其：A無し）問答、筆談ニ成共通詞成共、不苦事

唐船が漂着したら、何処の船が何処の湊に向かおうとしているのか、その子細を尋ねて長崎にお届けするように。ただし、その問答が筆談であろうと、通詞による口頭であろうともかまわない。

但し書きは、長崎奉行の附札である。以下同じ。

- 一⑫ 唐船江乗移候儀有之間敷候、乍去其時宜寄、家老差図次第、乗移候儀茂可有之事
唐船に乗り移ることは禁止する。しかし、家老の命令によって乗り移ることは、許される。

<唐人を上陸させず。番人を唐船に乗船させず。人質1人を取る>

- 一⑬ 唐船漂着有之（有之：A C無）候ハバ、乗組唐人陸江上ケ（ケ：A無）不申、其俣船ニ差置、
其内ガ重立候唐人壱人、人質ニ取可申事

但此方番人唐船江乗（組：A C）儀者可為無用、時宜（二）寄、家老差図次第、乗候儀
可有之事

漂着唐船に乗り組んだ唐人を上陸させてはならない。そのまま船に差し置き、唐人の中から主だつたもの1人を人質にとるべきである。

ただし、番人を唐船に乗せてはならない。しかし家老の指図によって乗船させることはできるといふ。抜け荷・禁教の禁令を犯すことのないように、日本人との交流を最小限にとどめる配慮である。ここでは4本ともに人質の人数を1人としており、南の高鍋藩管下での2人より少ないことは、注目できる。もっとも、7年後の宝暦4年（1754）8月に日田代官（岡田九郎左衛門）が、細嶋への漂着唐船対処について、長崎奉行（菅沼下野守）に問い合わせた文面の中には、2人の質唐人をとるべきことを述べている（内閣文庫所蔵『唐船一件』¹⁵¹）。どちらも正しいと見ておくべきであろう。

<風波が強いとき>

- 一⑭ 風波強、船中ニ唐人難差置節者、陸江上ケ可申候、尤小屋掛等申附可入置、賄等ハ此方ガ申
付事、陸江上ケ候共、質唐人一所ニ不可差置事

破船でなくとも、風波が強く、唐人を船に差し置きがたい時には、上陸させるべきである。唐人を居住させる小屋をあつらえさせ、賄いなどはこちらが世話をするように申し付けること。質唐人は他の唐人達とは別の場所に差し置くべきである。

この条も、幕府マニュアルの文面を残していると見える。

<人質⑮⑯>

- 一⑮ 右人質取候儀、頭立候者取候ハバ、唐人（船：A）之差図いたし者無之、難儀之節可有之、
乍去一向水主与（歟：A B C）料理（理：A B無し）人等之様成者ハ取る（候：A）茂無栓
事ニ候、其船之内ニテ（而：C）荷主与（歟：A B、か：C）又者（ハ：C）難捨者ヲ取可
申事

前条末の質唐人記事をうけての2箇条である。

人質は頭立つ者を選ぶと、唐船の指図をする者がなくなるので、難儀のことが生じる。しかし水主や料理人等の下役をとっても仕方がない。荷主又は捨てがたいものを人質にすべきである、という。ずいぶんと細かなアドバイスのような規定といえる。これもまた藩からの命令というよりも、幕府からの指示とみるべきである。以下16条から後についても同様である。

一⑯ 人質病氣付之節ハ、人質取替（かへ：C）可申事

人質が病気の時は、人質を取り替えるべきである。

人質が病気の時に続いて、一般の唐人の病気が記されるという尻取り式の条目の並びである。

<病人>

一⑰ 唐船より病人療治等（相：AB）願候ハバ、任願（願ニ任：A）可申事

唐船から病人の治療を願い出たときには、応じるべきである。

<病死人の処置>

一⑱ 唐船之内病死等有之候ハバ、塩詰ニいたし（致：AB）長崎表まで可遣事

唐船内に病死人がある場合には、塩詰めにして長崎に送るべきである。

<長崎通商の唐船の扱い⑲⑳>

一⑲ 唐船長崎入津之舟ニテ、汐待風待ルテ（候間：ABC）舟掛いたし（致：C）、追付致入津候間、引送ニ不及与申候共、全是者漂着ニテ候間、其旨可被相心得事

唐船が長崎入津の船であり、潮待ち風待ちのために停泊しているのであって、まもなく出航するといっても、碇を降ろしていれば、すべて漂着とみなされる。

一⑳ 帰帆之船漂着致候ハバ、日和次第出帆申付候、尤右帰帆之舟ニハ、長崎御奉行ノ暗府与申物（もの：A）御渡置被成候、右暗府ヲ（ヲ：A無、を：B、茂：C）此方江受（請：C）取、長崎江遣し申候事

長崎から帰帆の唐船が漂着したのであれば、日和次第に出帆させてよい。もっとも帰帆の船は長崎奉行から「暗府」というものを渡されているので、その暗府をこちらに受け取り、長崎に届けるべし。暗府は、不明。なお、1687年の高鍋藩漂着唐船対処マニュアル（貞享4年1687正月17日高鍋藩の長崎用達商人の糸屋から高鍋藩への回答としてのマニュアル）にも長崎からの帰帆唐船の漂着については、「必ずしも長崎回送を要しなかった」⁶⁾ けれど、長崎奉行にお届けして指図を受けることになっていたもので、破舟等で結局は長崎に戻りとなった事例が多い。

<長崎への御届>

一㉑ 右之通候得共、長崎御届之儀ハ、前廉々申遣置、任御差図候事

右の通りであるけれど、漂着唐船についての御届を、前々からの御差し図通りに行うようにせよ。長崎から帰帆の船であっても、御届をせよ。

<信牌所持の唐船>

一㉒ 唐船湊江漂着、長崎江注進申達、御差図無之内、自然心忒ニ出舟促候儀茂可有之候、弥長崎入津舟ニテ信牌所持之船候得者、御差図無之内ニテ茂引送可申事

信牌所持の漂着唐船は、長崎からの指図無しに出航して良い。

<飯米・水・薪・野菜の提供>

- 一②③ 唐船より精（糧：ABC）米水薪野菜等望候ハバ，可遣事

但酒肴ハ榮耀之事故，遣（ス：A）ニおよばず（不及：AB）事（事：A無し）

唐船から飯米・水・薪・野菜等を求められたら，差し出すべきである。ただし，酒肴は贅沢品なので出す必要はない。

<唐船の修繕>

- 一②④ 唐船が若舟修覆之儀申達候ハバ，長崎江相窺（伺：C）可任御差凶事

但小破又者舟具等少々修覆之儀者，可任願事

唐船から船の修復願いがあれば，長崎にお伺いをたてて指図に従うべし。ただし小破または船具等の少々の修復のことは願いにまかせよ。

<破船のときの長崎お届け>

- 一②⑤ 漂着船破舟之節ハ，早速長崎江御届，國處積荷之諸色，唐人之数溺死之者等，委細以書（付）

長崎表（表：A無し）江申遣候事

漂着船が破舟の節は，早速長崎にお届けするように。船籍・積み荷の種類（と数量）・唐人乗組員数・溺死者数等の委細を書付にして，長崎に申し遣わすように命じる。

<破船の時の対処②⑥～③②>

- 一②⑥ 漂着船破舟之節，唐人陸江上ケ，明家小屋相掛ケ入置，猥ニ無之様可致事

但役人對談（等致：AC，致：B）候而茂不苦事

漂着船が破舟の折りには，唐人を上陸させ，空きや小屋を整えて入れ置くべし。みだりがましきこと，すなわち唐人との対話等を厳禁する。ただし役人が対談することはよろしい。

- 一②⑦ 漂着船破舟之節，賄等此方より申付事

破舟の節は，賄い等についてはこの方が世話をすべし。

- 一②⑧ 漂着船破舟之節，此方より衣類遣候儀ニ候，尤和様ニ相仕立，頭立候者へは加賀又は（加賀

又は：C無し）絹，其以下は木綿にて仕立可遣事

破舟の節は，この方が衣類を遣わすべし。ただし和様に仕立て，頭立つ者には，加賀又は絹の服，それ以下は木綿にて仕立てるべきである。

- 一②⑨ 破舟之節，怪我唐人療治等，早速此方より申附（付：AB）候事

破舟の節，怪我の唐人の治療は早速こちらから申し付けるべきである。

この29条はCに無し。

- 一③⑩ 破舟之節，溺死唐人取片付之儀，長崎表江窺（伺：BC）之上，任御差凶事，破舟之節，打

上（揚ケ：C）荷物・沈荷物取上（揚：A）次第，目附立会相改，唐人江は不相渡，唐人

所ニ長崎江差遣（送：A）候事

破舟の際の溺死唐人の取り片づけのことは、長崎にお伺いして指図の通りにせよ。打ち上げ荷物と沈荷物は取り上げ次第、目付立ち会いで改めよ。唐人には渡さず、唐人と一緒に長崎に届けること。さきに病死唐人については、18条で長崎に遺体のお届を命じていたが、溺死者は扱いが異なっている。

なお、この条は、A『漂着船御条目』B『漂着船御用一式』C「御領細嶋港へ漂着船云々」とともに、2つめの「破舟之節」から後の打上荷物・沈荷物についての部分を、前段の「溺死唐人」と分けて別条項としている。県立図書館本のみが異なる系統であったか、筆写ミスかであろう。

一③① 若濡荷等候ハバ、唐人立会改テ（ヲ）サセ可申候、尤其上新敷七嶋包銘々差札ニテ遣候事もし濡れ荷等があれば、唐人立ち会いのもとで改め、その上で差し札で唐人銘々に七嶋包を与えること。

この31条も、ABCともに、前条30条後段につなげており、別条を立てていない。つまり、30条、31条について、ABCは破船の際の溺死人の事と、荷物の事とに分けて2条としているわけである。したがって総条数は県立図書館本と同じになる。

一③② 破舟之節は、此方之舟唐人江相渡、荷為積替（積替させ：AB、積為替：C）可申筋候得共、此儀は長崎之御差図次第、可取計事

破舟の節、この方の船を唐人に渡して荷の積み替えを行うことがあるけれど、このことは長崎からの指図を受けて行うべきである。

以上、25条から32条まで、破舟に関する詳細な規定がみえる。

(3) 長崎回送規定③③～③⑦

一③③ 長崎江引送候節、唐船は大船ニテ有之二付、警固之舟相渡可申候、随分不後様ニ心掛ケ、舟頭水主（船主：C）（等江：ABC）可申付、尤唐船は（之：AB）走り道具此方江取置、引舟ニ可致候、質唐人は日本船江相乗セ、目附同舟可致事

長崎に引き送る際に、唐船は大船だから警護の船が遅れないように、船頭水主に申し付けるように。もっとも唐船は帆などの走り道具をこの方に取り置き、曳舟にすべきだという。質唐人は日本船に乗せ、目付が質唐人と同船すべきであるという。つまり、唐船には自力での航行を許さないのであれば、前半部分は無意味なのか。

一③④ 唐船引送候前方、長崎迄之海路、城下之漕舟等之依頼可申遣事

唐船回送の前に、長崎までの海路上の沿海各藩に、漕ぎ船等を依頼しておくように。

一③⑤ 在府之節は、長崎之御奉行・家老中迄、此方家老共より書付ヲ以（以書付：C）申遣候事
江戸在府の節は、長崎奉行と江戸家老に国家老が文書でお届・伺いをすべきであること。

一③⑥ 唐船長崎湊へ（江：ABC）引送致シ着岸候ハバ、陸江不上、先舟奉行御奉行（御奉行：C

無し) 所江罷越, 御差図次第取計可申事

唐船を長崎港に回送し, 着岸したら上陸させず, まず船奉行が長崎奉行所に出向き, 御指図に従って取り計らうべき事。

一③⑦ 者頭始番舟之面々ハ, 唐人長崎江引渡不相済内, 舟中にて急度相守可申事

者頭を始め番船の面々は, 唐人を長崎に引き渡すまでは, 唐人を船中において必ず相守るべきである。

(4) 唐船以外の異国・異域漂着船③⑧~④①

一③⑧ 若朝鮮舟阿蘭陀舟漂着之節茂, 唐船漂着与同様可相心得事

唐船以外の朝鮮船・阿蘭陀船が漂着の場合にも, 唐船漂着と同様に心得るべきである。

一③⑨ 琉球舟之儀茂, 先ツは同様可有之事

琉球船の場合も, 先ずは同様にすべきである。

一④① 南蛮船之儀は御制禁之舟にて候, 其節取計之儀差図可有之事

南蛮船の場合には, ご制禁の船であるため, 漂着があった時に指図を受けるべきこと。

(5) 場所詰めと出役のこと④①~④⑤

一④① 漂着之節, 場所詰之儀, 組頭年番にて組中共引受(請: A C)候事

漂着のときの場所詰めのことは, 組頭と年番が組中共を統率すべき事。

一④② 漂着注進有之候ハバ, 大廣間坂下(御: A)門當番之面々, 不殘番所江相詰可申事

漂着の注進があれば, 大廣間・坂下門當番の面々は残らず番所に相詰めるべきである。

一④③ 右両所當番之内, 年番之面々は早速退キ, 定之場所へ相詰可申事

両所の當番の内, 年番の面々は早速退いて, 定められた場所に相詰めるべきである。

一④④ 取次役は注進承候ハバ, 早速大廣間(江: A B C)相詰可申事

取り次ぎ役は, 注進を受けたら, 早速大廣間に相詰めよ。

一④⑤ 年番之面々, 一之出役ハ櫻之馬場江人数相揃へ候而, 可致行列候事

年番の面々は, 一の出役は櫻馬場に人数をそろえて行列せよ。

右條々面々平日心掛可相勤者也

延享四丁卯年

十一月

以上の通り、本條々は、おおむね時間の経過を追って、幕府領細島への漂着唐船についての対処事項をマニュアル化したものである。幕府・長崎奉行からの命令そのままの文章と延岡藩が作成した部分からなっていることがわかる。後者には、地名や人名など具体的なものが記されている。

さて、この明治大学所蔵の3本と県立図書館本のあわせて4本のマニュアルは、それぞれどのような役職の者が所持したのか。以上のマニュアルだけでは推測できない。ただしCについては先に述べたように、川崎仁左衛門等が登城を命じられて渡されたものである。この人物について現在は不明であるけれど、『萬覚書』等により、いずれ判明するであろう。他の3本のなかでは、校合の結果を見ても、県立図書館本とBの『漂着船御用一式』とが近い位置にあることがわかる。両本は、老中からの命を受けた経緯の前文も付されているので、単なる末端の行政官がもつものとは考えられない。一方、ACは漂着唐船に対する実務担当者の手控えと見ておきたい。ただし、Aにおいては出役の詳細を省略しており、Cには出役員数の覚えが記されていない。これに対して、県立図書館本では詳細で系統だった記事が見える。三番以下のとおりである。

3 三番以下のマニュアル

二番の「漂着船御条目」には一体どのような内容の規定があるのかをみると、概ね次の通りである。

(1)漂着船発見の情報を受け次第にすべきこと、5カ条。(2)一二の出役の細嶋での心得、27条。(3)長崎回送規程、5条。(4)唐船以外の異国・異域船漂着船、3条。(5)場所詰めと出役のこと、5条。以上、合わせて45条である。とくに細嶋での質唐人のことや破船の時の取扱いなど、現場での重要な心得が記されている。

つまり、「漂着船御条目」には、漂着唐船に対する中核的な事柄を定めているわけである。一方、三番以降では実務的な細則を定めていると言える。ここに紹介するにあたっては、前出二番の凡例に従うほか、地名に下線を付すこととした。なお三番からあとのマニュアルの概要を、次の通り図(図1)に表した。

漂着船有之段、細島津兵衛が注進之事

三番

一 漂着船之注進状、細島津兵衛より古川御番所迄遣候筈候而、右之状受取、早速門川村庄や方江飛脚之者遣様申遣、夫が伊福形村庄江遣、同所より延岡地方役所迄遣可申候、右之段門川村庄や江茂申付置候

一 右注進之趣、古川御番人ヨリ茂伊福形村庄屋左平次方江茂、右飛脚之者江申遣、為知可申候事

五番

一 庵川見切番所にて唐船細島表江漂着之様子見掛候ハバ、早速地方役所へ可申達候、最伊福形村庄や江茂為知可申事

但古川御番所ハ為知可申事

一 右注進有之候ハバ、古川御番人之内壺人、早速細島江罷越可申候、尤延岡が御徒目付壺人并伊福形村庄や、早速罷越候様申付、且又細島御用之儀は兼而津兵衛申付、相渡置候道具取配、本陣并出張役人宿其外万端、左平治江申會、津兵衛江對談取計可申事

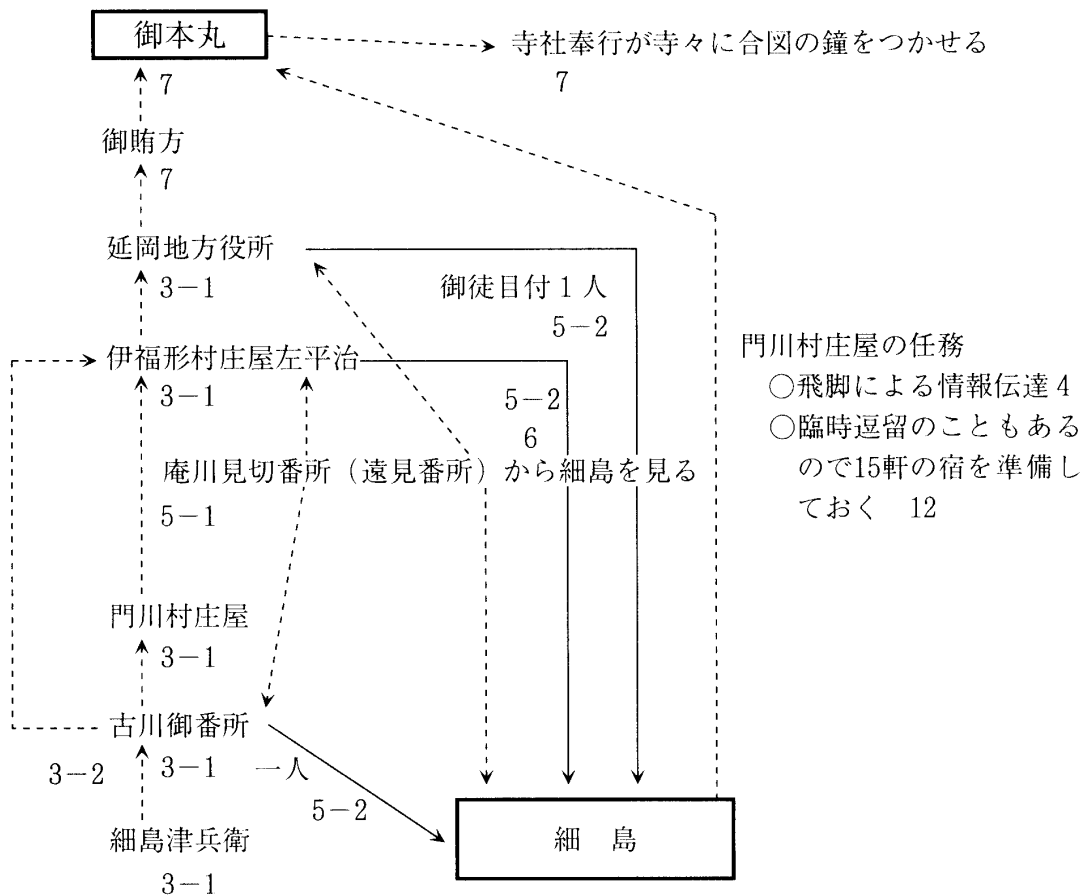


図1 細島漂着唐船についての情報伝達と対処の概要

点線：情報の伝達，命令
 実線：人馬の移動
 数字はマニュアルの番数

但古川御番人江は軽尻〔馬〕壹疋，門川村を差出様申付置候間，御番人が可致對談候

伊福形村庄屋の左平治と細島の津兵衛の二人が細島の本陣と出張役人宿等万般の面倒をみなければならなかった。また、あらかじめ津兵衛には諸道具が渡されていた。その道具の取り配りも任されていた。

四番

一 細島江出張之面々が此方江之注進飛脚之者，門川村庄屋江申付，何程成共仕可申事

細島から延岡への注進飛脚は，門川村庄屋が担当した。ということは，門川村庄屋も細島に出張しなければならなかったわけである。

六番

一 伊福形村庄屋事，漂着船之為知承候ハバ，早速細島江相越，本陣并出張役人宿等之儀，津兵衛江對談万端取計可申候，尤古川御番所之内壺人，延岡を御徒目付之内壺人，出役被仰付候間，對談之上，差図ヲ受取計候様申付置候事

伊福形村庄屋左平治は、漂着船のお知らせを受けたら、早速、細島に出向き、本陣と出張役人宿等のことを細島の津兵衛と相談し、万端取り計らうようにしろ。(五番二にも同文) もっとも古川御番人の一人と延岡からの御徒目付1人が細島に出張を命ぜられるので、その兩名からの指図を受けて、取り計らうように申し付ける。

七番

- 一 漂着舟之儀、地方役所まで注進有之候得共、御賄方江申談、同所が御本丸江申遣、相図之鐘為打候、尤近所之寺にて鐘撞候様、寺社奉行が寺々江申渡置候事

漂着船の合図の早鐘は本丸、寺々で撞かせる。この事について、あらかじめ寺社奉行が寺々に申し渡しておく。

<出役の人馬割渡し>

八番

- 一 郡奉行下郡御勘定人并郡方同心櫻馬場江相詰、細島江出張之面々江、人馬割渡可申事

郡奉行は下役の郡御勘定人と郡方同心とともに、櫻馬場に相詰めて細島出張の面々へ人馬を割り付けて渡すべきである。

九番

本条は出役規程である。細かに見ると杜撰であることは否めない。また諸本のそれぞれの内容が異なっているのは、数次の改訂が見られたためである。

御家中櫻馬場江相詰、一二之順相立候事

- 一 一之出役左之通り

- 一 徒目付

鍮持壱人

草り取壱人

ノ式人

外軽尻馬壱正

右漂着船有之注進次第、早速細島江出役、古川御番人伊福形村庄屋為申合、宿等諸事取計可申候

- 一 者頭

若黨貳人

具足箱持壱人

鍮持壱人

草り取壱人

口取式人

沓籠持壱人

高張灯燈持壱人

雨具持壱人

ノ拾人

外乗馬壱正

夫馬壱正

- 一 弓五人
- 一 警護足輕式拾六人
- 一 矢箱一荷壺人
- 一 御紋附高灯燈式張式人
- 一 雨具持式人
- 一 鐵炮式拾人
- 一 小頭壺人
- 一 玉藥箱持式人
- 一 夫馬式正
- ノ五拾九人
- 一 大目付役
 - 但御軍使ノ御雇
 - 若黨式人 具足箱持壺人
 - 鑓持壺人 草り取壺人
 - 高灯燈持壺人 口取式人
 - 沓籠持壺人 雨具持壺人
 - ノ拾人
 - 外乗馬壺正 夫馬壺正
- 一 軍役
 - 若黨式人 具足箱持壺人
 - 鑓持壺人 草り取壺人
 - 口取式人 沓籠持壺人
 - 高灯燈持壺人 雨具持壺人
 - ノ拾人
 - 外乗馬壺正 夫馬壺正
- 一 普請奉行
 - 但小屋奉行兼帶
 - 若黨式人 具足箱持壺人
 - 鑓持壺人 草り取壺人
 - 雨具持壺人
 - ノ六人
 - 外 夫馬壺正
 - 普請方下役之者
 - 役人壺人
 - 草り取壺人
 - 穴生壺人
 - 草り取壺人
 - 大工頭壺人 小奉行壺人
 - 大工式人 鷹之者壺人
 - ノ七人（9人）
 - 寄合 荷馬壺正
 - 道具附馬式正

一 勘定頭
 若黨壱人 具足箱持壱人
 鎗持壱人 草り取壱人
 雨具持壱人
 ノ五人
 外夫馬壱疋

一 下郡
 若黨壱人 具足箱持壱人
 鎗持壱人 草り取壱人
 雨具持壱人
 ノ五人
 外夫馬壱疋

一 代官
 若黨壱人 鎗持壱人
 草り取壱人
 ノ三人
 外夫馬壱疋
 納所附壱人

一 儒者
 若黨壱人 具足箱持壱人
 長刀持壱人 草り取壱人
 雨具持壱人
 ノ五人
 外夫馬壱疋

一 徒目付
 鎗持壱人 草り取壱人
 ノ貳人
 外輕尻壱疋

物書

一 郡方勘定人
 草り取壱人
 外輕尻壱疋

一 下目付
 草り取壱人
 外輕尻壱疋

人数ノ百四拾壱人（この員数は不明）
 内

上拾貳人	若黨拾貳人	鑓持拾人
具足持七人	草り取拾貳人	雨具持七人
口取六人	沓籠持三人	高灯燈持三人

外

上貳人	草り取貳人	大工頭壹人
納所附壹人	小奉行壹人	大工貳人
鳶之者壹人	足輕五拾貳人内壹人小頭	
矢箱持壹人	玉薬箱持貳人	

御紋付

高灯燈持貳人	雨具持貳人
夫馬拾三疋	乘馬三疋
輕尻馬四疋	

一 一二之出役外ニ尾末御番所江相詰

壹貳出役外ニ門川詰

一 代官

若黨壹人	鑓持壹人	草り取壹人
ノ三人		

外夫馬壹疋

壹貳出役外ニ尾末詰

一 郡方勘定人

草り取壹人
外輕尻壹疋

ノ

九番之内 <二之出役>

一 唐船二三里沖ニ而碇を卸候段、一之出役御番頭ヲ注進有之候得共、二之出役左之通

一 組頭

先供三人	若黨四人
具足櫃持貳人	持弓壹人
鑓持壹人	對鉞箱持貳人
長柄持壹人	草り取壹人
口取貳人	沓籠持壹人
合羽籠持貳人	高灯燈持貳人
押壹人	
ノ貳拾三人	内 若黨壹人 手前者
	草り取壹人

外

乘馬壹疋
夫馬貳疋

陸尺四人

一 用人

若黨四人	具足箱持壺人
鋏箱持壺人	鐘持壺人
草り取壺人	口取式人
沓籠持壺人	合羽籠持壺人
長柄持壺人	高灯燈持壺人

ノ拾四人 内草り取壺人 手前者

外

乗馬壺正

夫馬式正

陸尺四人

一 番頭

若黨四人	具足持壺人
鐘持壺人	草り取壺人
鋏箱持壺人	口取式人
沓籠持壺人	合羽籠持壺人
高灯燈持壺人	

ノ拾三人 内草り取壺人 手前者

外

乗馬壺正

夫馬式正

陸尺四人

一 舟奉行

若黨式人	具足箱持壺人
鐘持壺人	草り取壺人
口取式人	沓籠持壺人
雨具持壺人	高灯燈持壺人

ノ拾人

外

乗馬壺正

夫馬壺正

一 者頭

若黨式人	具足箱持壺人
鐘持壺人	草り取壺人
口取式人	沓籠持壺人
雨具持壺人	高灯燈持壺人

ノ拾人

- 乘馬壹疋
 夫馬壹疋
 一 弓五人
 一 大筒附足輕六人
 一 小頭壹人
 一 玉葉箱持貳人
 一 大筒持拾六人
 一 夫馬貳疋
 〃九拾貳人
 一 長柄奉行
 若黨貳人
 鑓持壹人
 口取貳人
 高灯燈持壹人
 〃拾人
 外
 乘馬壹疋
 夫馬壹疋
 一 長柄之者貳拾人
 一 御紋附高灯燈貳張貳人
 一 夫馬貳疋
 〃貳拾五人
 一 郡奉行
 若黨貳人
 鑓持壹人
 口取貳人
 高灯燈持壹人
 〃拾人
 外
 乘馬壹疋
 夫馬壹疋
 一 大目付役
 若黨貳人
 鑓持壹人
 口取貳人
 高灯燈持壹人
 〃拾人
 外
 具足箱持壹人
 草り取壹人
 沓籠持壹人
 雨具持壹人
 鐵炮貳拾人
 警護足輕貳拾六人
 矢箱一荷持壹人
 御紋附高灯燈貳張貳人
 雨具持貳人
 大筒小道具持壹人

乗馬壱正

夫馬壱正

一 軍使

若黨貳人

具足箱持壱人

鑓持壱人

草り取壱人

高灯燈持壱人

口取貳人

杵籠持壱人

雨具持壱人

ノ拾人

外

乗馬壱正

夫馬壱正

一 貝太鼓支配役

若黨壱人宛

具足箱持壱人宛

鑓持壱人宛

草り取壱人宛

雨具持壱人宛

ノ拾人

外

夫馬貳正

貝太鼓支配役は 2 人，各 5 人で 計 10 人

一 旗支配役

若黨壱人

具足箱持壱人

鑓持壱人

草り取壱人

雨具持壱人

ノ五人

外

夫馬壱正

一 給人

内大筒方三人

若黨壱人宛

具足箱持壱人宛

鑓持壱人宛

草り取壱人宛

雨具持壱人宛

ノ九拾人

外夫馬拾八正

18人ごとに 5 人の従者。18人の内 3 人は大筒方

一 右筆

若黨壱人

鑓持壱人

草り取壱人

御用箱持壱人

ノ四人

- 外 軽尻馬壹疋
- 一 徒目付
 鎗持壹人 草り取壹人
 〆貳人
 外
 軽尻馬壹疋
- 一 徒目付
 鎗持壹人 草り取壹人
 〆貳人
 外
 軽尻馬壹疋
- 一 徒目付
 鎗持壹人 草り取壹人
 〆貳人
 外
 軽尻馬壹疋
- 右三人之内貳人舟手方
- 一 宿割役
 右者古川詰郷屋目付，細島出役之者兼帶二付，供人
- 一 醫師
 若黨壹人 具足箱持壹人
 薬箱持壹人 長刀持壹人
 草り取壹人 雨具持壹人
 〆六人
 外夫馬壹疋
- 一 醫師
 若黨壹人 具足箱持壹人
 薬箱持壹人 長刀持壹人
 草り取壹人 雨具持壹人
 〆六人
 外夫馬壹疋
- 一 馬乗
 鎗持壹人 草り取壹人
 〆貳人
 外軽尻馬壹疋
- 一 次祐筆
 草り取壹人
 外軽尻馬壹疋

- 一 次祐筆
 - 草り取壺人
 - 外輕尻馬壺正
 - 一 下目付
 - 草り取壺人
 - 外輕尻馬壺正
 - 一 絵図師
 - 絵図道具持壺人 草り取壺人
 - ノ貳人
 - 外輕尻馬壺正
 - 一 中間小頭
 - 草り取壺人
 - 外輕尻馬壺正
 - 一 給人
 - 東海詰
 - 宮野浦詰
 - 若黨壺人宛 具足箱持壺人宛
 - 鑓持壺人宛 草り取壺人宛
 - 雨具持壺人宛
 - ノ拾人
 - 外夫馬式正
- 人数ノ五百拾五人
- 内
- | | |
|----------|----------|
| 上四拾四人 | 若黨五拾三人 |
| 鑓持三拾九人 | 弓持壺人 |
| 内貳人長刀持 | |
| 押壺人 | 具足箱持三拾五人 |
| 鉢箱持四人 | 長柄傘持貳人 |
| 草り取四拾四人 | 合羽籠持四人 |
| 雨具持三拾壺人 | 口取拾八人 |
| 沓籠持九人 | 高灯燈持拾人 |
| 藥箱持貳人 | 絵図道具持壺人 |
| 大筒小道具持壺人 | |
- 外
- | | |
|--------|----------|
| 足輕五拾八人 | 長柄之者貳拾壺人 |
| 内壺人小頭 | 内壺人小頭 |
| 矢箱持壺人 | 玉藥箱持貳人 |
| 大筒持拾六人 | 雨具持四人 |

御紋付 陸尺拾貳人
 高灯燈持四人 乗馬九疋
 夫馬四拾疋 輕尻馬九疋
 惣人数ノ五百六拾三人
 内
 上 五拾八人
 下 四百九拾三人

拾番

大目付壺人新小路出口江出役之事
 一 大目付役壺人新小路出口江罷出一二之出役之面々
 人数相改候事
 一 大目付役
 若黨貳人 鑓持壺人
 草り取壺人
 ノ四人 御賄方配

拾壹番

郷屋番所江加番遣候事
 一 土々呂古川尾末御番所江加番壺人宛大目付江申談差遣
 候事
 一加番
 郷屋目付ノ相詰
 若黨壺人宛 鑓持壺人宛
 草り取壺人宛
 ノ九人 御賄方配
 外輕尻三疋 番町ノ配

拾貳番

門川村宿割之事
 一 出張之面々，門川村江逗留可致儀茂難計，尤御代官相詰差図茂可有之候得共，漂着之趣古川ノ
 申来御宿拾五軒程も掃除等心掛候様，門川村庄屋江申付置候事

拾三番

人馬割之事
 附賄之事
 一 夫七人 但主取壺人 恒富村
 馬五疋
 一 夫貳人 但右同断 出北村
 馬七疋
 一 夫貳人 但右同断 大貫村
 馬四疋

- 一 馬四疋 但右同断 三須村
- 一 夫一人 但右同断 伊福形村
馬四疋
- 一 夫五人 但右同断 岡富村
馬拾參疋
- 一 夫三人 但右同断 栗野名村
馬五疋
- 一 夫貳人 但右同断 祝子村
馬拾貳疋
- 一 夫貳人 但右同断 川嶋村
馬六疋
- 一 夫貳人 但右同断 稲葉崎村
馬貳疋
- 一 夫八人 但右同断 南方村
馬八疋

✓ 夫三拾四人 馬主一人宛罷出ル
馬七拾四疋

此配

四人 二之出役組頭陸尺
四人 同用人右同断
四人 同番頭右同断
貳拾貳人 余計

✓

馬拾七疋 一之出役

内

拾三疋 夫馬
四匹 輕尻

馬四拾九疋 二之出役

内

四拾疋 夫馬
九疋 輕尻

同八疋 余計

✓

- 一 右人馬，漂着舟為知之相凶 御本丸二而鐘打次第，近所之寺々にて鐘撞候ハバ，御城内櫻馬場江人馬馳付，郡方役人差凶申候，尤昼食之儀ハ，小蔵二而相渡候間，脇付入物持參致候様，申付置候事
- 一 荷鞍之儀ハ，馬主ノ可差出事
- 一 馬飼料馬主ノ持參可致事

- 一 右人馬延岡ノ細嶋迄通し遣候間、同所ノ早速可相戻事
- 一 細嶋江罷越候人馬、二日役ニ成候間、往來之分者飯米飼料、其節日向郷御門外ニ而可相渡候事
 - 一 人夫壹人ニ付 日別米二日分貳升
 - 一 馬口付壹人ニ付 右同断
 - 一 馬一疋ニ付 大豆二日分壹升四合

細嶋への出張人馬は2日間の役である。人馬の徴発について、荷鞍は馬主が差し出す。馬の飼料も馬主が持参すること。ただし馬の口取り一人につき米2升（1日1升）、馬一頭について大豆1升4合（1日7合）が与えられる。同じく人夫にも2升が与えられる。

ノ御中間代り郷人足割付

- 一 拾人 恒富村
- 一 拾人 出北村
- 一 拾人 大貫村
- 一 拾四人 三輪村
- 一 拾四人 伊福形村
- 一 拾人 三須村
- 一 貳拾貳人 岡富村
- 一 拾人 稲葉崎村
- 一 拾人 栗野名村
- 一 拾五人 川嶋村
- 一 拾四人 祝子村
- 一 五拾人 南方村

ノ百八拾九人

此配

三拾五人 一之出役鑓持草り取

之外諸品持口取

百四拾九人 二之出役右同断

五人 余計

- 一 右郷人足漂着船之節脇差差也、其所之役人召連 御城内櫻之〔馬〕場江馳付、尤郡方役人差配申候、昼食之儀ハ小蔵ニて相渡候間、脇付入物持参致候様、申付置候事

一 刀指六拾九人

内

三人 先供

六拾四人 若黨 但組頭手前者壹人

召連候付相除ク

壹人 弓持

壹人 押

一 鑓持四拾九人

但刀御櫓方々相渡

拾四番

- 一 庵川見切番所より漂着舟之儀、庄屋許江為知候ハバ、早速村夫貳人加番可差出候、尤漂着之模様、猶又追々可申遣事

この条が、伊福形村床屋の役目であることは、図1により明らかである。

(以下は、黒木國泰『近世日向漂着唐船・琉球船に関する基礎的研究』に掲載)

(小稿は、文部省科学研究費補助金基盤研究C「近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易に関する基礎的研究」(代表:黒木國泰)の成果の一部である。)

註

- 1 木村 礎「内藤家文書と明治大学」『宮崎県史しおり、史料編近世2、第9回』(宮崎県、1993年)。
- 2 石川恒太郎『延岡市史』(国書刊行会、1981年)555～558ページ。『宮崎県史史料編近世2』解題(宮崎県、1993年)。
- 3 黒木國泰「内閣文庫所蔵『唐船一件』について」(『近世日向漂着唐船・琉球船に関する基礎的研究』、文部省科学研究費報告書、2001年)37-38丁による。
- 4 黒木國泰「内閣文庫所蔵『唐船一件』について」同前。
- 5 黒木國泰「内閣文庫所蔵『唐船一件』について」同前。
- 6 中村 質「漂着唐船の長崎回送規程と実態-日向漂着船の場合」『近世近代史論集』(吉川弘文館、1990年)220ページ。

[2000年11月30日 受理]